

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	トヨタ紡織株式会社		コード	3116
提出日	2026/5/18	異動（予定）日	2026/6/12	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	塩川 純子	社外取締役	○													○		有
2	瀬戸 章文	社外取締役	○													○		有
3	山崎 康彦	社外取締役	○										○					有
4	大村 寛子	社外取締役	○													○	新任	有
5	横山 裕行	社外監査役	○										△					有
6	三浦 洋	社外監査役	○													○		有
7	藤川 義人	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	弁護士として、投資ファンド、ファイナンス、クロスボーダー企業買収、投資ファンド関連紛争解決等グローバルな事案について豊富な知識を有しております。また、2021年6月より当社の社外取締役として大所高所から経営に対し助言をいただいております。同氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、その高い知見を当社の経営に反映し、ガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
2	該当事項はありません。	大学教授としてさまざまな工学の知識や技を組み合わせることで未来社会を切り拓く研究や当社との近未来車の快適空間の実現をテーマとした共同研究において貴重な意見をいただいております。また、2022年6月より当社の社外取締役として大所高所から経営に対し助言をいただいております。同氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、その高い科学的知見を当社の経営に反映し、将来ビジネスへ貢献いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
3	社外取締役の山崎康彦氏は、当社製品の販売先である株式会社デンソーの副社長であります。株式会社デンソーと当社との間には取引が存在しておりますが、取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	株式会社デンソーにおいて現在、副社長としてChief Strategy Officer、Chief Human Resources Officer、韓国担当、経営戦略本部担当の要職を担われており、さらに海外拠点長や全社製造機能長としての経験から、事業・機能・海外にわたる幅広い知見を有しております。また、2024年6月より当社の社外取締役として大所高所から経営に対し助言をいただいております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、ガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
4	該当事項はありません。	ヤマハ株式会社におけるマーケティング統括、ブランディング戦略および新規事業開発において知見を有しております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
5	社外監査役の横山裕行氏は、当社製品の販売先であるダイハツ工業株式会社のエグゼクティブ・アドバイザーを務めておりました。ダイハツ工業株式会社と当社との間には取引が存在しておりますが、取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	トヨタ自動車株式会社における品質保証部門や海外拠点での経験に加え、ダイハツ工業株式会社において副社長としての経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制に反映し、ガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
6	該当事項はありません。	公認会計士として、長年にわたる監査業務や経営助言業務の経験から、会計・監査およびガバナンスに関する幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映すべく社外監査役として選任をお願いするものであります。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
7	該当事項はありません。	弁護士・弁理士として、コーポレートガバナンス、訴訟その他の紛争関連法務、知的財産法務などの企業法務分野で豊富な知識・経験を有しております。同氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、豊富な知識・経験を当社の監査に反映すべく社外監査役として選任をお願いするものであります。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。